



遺言書作成の 手引き

遺言の種類・書き方・作り方



認定NPO法人ハンガー・フリー・ワールド

- 電話 03-3261-4700 田中 平日10時～17時年末年始除く
- MAIL miraie@hungerfree.net



01

遺言書の種類と特徴

主に「自筆証書遺言」「公正証書遺言」の2種類があります

	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者が自筆で作成 (文案は弁護士や信託銀行などの専門家と相談すると安心です)		公証人が作成
保管	自宅など	法務局保管制度	公証役場
手数料	無料	3900円	1万6000円以上（財産額に応じて）
証人	不要	不要	2名以上
遺言執行前の 家庭裁判所の検認	必用	不要	不要
死亡時の通知	無	①関係遺言書 保管通知 ②指定者通知	無
メリット	・無料で手軽 ・いつでも書き 換えができる	・紛失、改ざん がない ・検認が不要 ・2つの通知制 度がある ・安価で保管で きる	・不備や紛失、改ざんがない ・検認が不要
デメリット	・不備や紛失、 改ざん、発見さ れないリスク	・不備のリスク ・保管申請の手 間がかかる	・作成費用と手間がかかる



「自筆証書遺言」「公正証書遺言」どちらがいいの？

公正証書遺言は、安心、正確、争いを防ぐ

公正証書遺言は、法律の専門家である公証人が作成するため、内容に法的不備がなく、安心して遺言を残すことができます。さらに、事前に専門家に相談することで、法定相続人の確認や財産配分についての的確なアドバイスを受けることも可能です。特に大きなメリットは、遺言をめぐる争いが起きにくい点です。自筆証書遺言の場合、遺言内容に納得できない法定相続人が、「遺言を書いた当時、遺言者には判断能力がなかった」と主張し、「遺言無効確認訴訟」を起こすケースが少なくありません。もし裁判で「本人の意思ではなかった」と判断されれば、せっかくの遺言が無効になり、あなたの想いが実現しない可能性もあります。ただし、公正証書遺言の作成には、専門家を探す手間や時間、費用がかかるため、遺言書の作成自体を後回しにしてしまう人が多いのも実情です。

自筆証書遺言は手軽に作成できる！
まずは下書き感覚で書いて気持ちを整理

自筆証書遺言は上記のような不安はありますが、それでも遺言書は、書かないより書いたほうがよいものです。公正証書遺言の作成を「少し面倒だな…」と感じる方は、まずは自筆証書遺言を書いてみることをおすすめします。最初は完璧でなくても構いません。手持ちの紙に、自分の気持ちを整理するつもりで書いてみましょう。その後、できれば専門家に相談し、より確実な形にし、いずれ公正証書遺言を作成するのが理想的です。また、自筆証書遺言は自宅で保管することも可能ですが、2020年から「法務局保管制度」が始まりました。手数料3,900円で法務局に遺言書を預けることができ、遺言者が亡くなった際には、あらかじめ指定した相続人に通知が届く便利な制度です。遺言を確実に実行するためにも、こうした制度の活用を検討してみてはいかがでしょうか。

02

自筆書遺言の作成例

【状況】

60代の女性、独身、子どもなし、相続人は姪1人



すべて自筆で書きます

遺言書

一番上に「遺言書」と書きます

第1条 遺言者は、遺言者が有する下記の金融機関等に対する下記の財産を、後記遺言執行者をして必要に応じて換価換金処分させた上、下記の者に下記の配分により相続させ、又は遺贈する。

(財産の表示)

1. 預貯金債権、その他の債権、信託受益権及び預託又は寄託中の有価証券
2. その他の金融資産等（株式公社債等の配当金、出資金、外国為替証拠金取引等の金融類似商品等）

(金融機関等の表示)

1. ○○銀行○○支店
2. ○○証券○○支店
3. ゆうちょ銀行

4. 本遺言の効力発生時点において発見されるその他一切の金融機関等

(取得者及びその配分) 割合でも金額の指定でも有効です

1. 遺言者の姪○○○○（平成○年○月○日生）に10分9
2. 特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールド（主たる事務所：東京都千代田区飯田橋4-8-13山商ビル8階）に10分の1

財産に、土地がある場合は所在・地番・地目・地積、建物がある場合は、所在・家屋番号・種類・構造・床面積を、登記簿謄本通りに記載してください

団体の場合は団体名と所在地

第2条 遺言者は、第1条記載の財産を除く、遺言者が本遺言効力発生時に有するすべての財産を前記姪○○○○に相続させる。

第3条 遺言者は、次の債務・費用等を、前記姪○○○○に負担させるものとする。

1. 遺言者の葬儀、埋葬又は永代供養に係る一切の費用
2. 遺言者が負担すべき一切の公租公課及び債務
3. 遺言執行に要する費用及び遺言執行者の報酬

遺言執行者には、家族や友人も指定できますが、信頼できる専門家（弁護士や信託銀行等）をおすすめします

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、弁護士○○○○（○○市○○1-2-3）を指定する。

本条の遺言執行者に次の権限を付与する。

1. 不動産の名義変更
2. 預貯金、信託受益権、株式公社債、その他の債権、その他の資産の名義変更及び換価換金処分
3. 貸金庫の開扉、解約及びすべての内容物の受取等
4. 換価換金処分した代金をもって、諸費用等の支払いに充当すること

第5条 前条の遺言執行者に対する報酬等は、別途契約書に基づくものとする。

＜付言事項＞

遺贈寄付する理由やご家族への感謝などを書きます

姪の○○やみなさまのおかげをもちまして、幸せな一生を送ることができました。ありがとうございました。しかし、私は幼少期に空腹だったことを忘れることがありません。世界中の人が継続的に食べられるような支援に使っていただくことを望んで、ハンガー・フリー・ワールドにも遺贈することにしました。

令和○年○月○日

吉日などではなく、具体的な日付です

遺言者 ○○○○ 印

認印、拇印でも有効ですが、実印をおすすめします

※ ハンガー・フリー・ワールドは、上記の遺言書文例の有用性について保障いたしかねます。実際に遺言書を作成される際には、専門家にご相談されることを推奨いたします。

03

公正証書遺言の作成例

令和〇年第〇〇〇号
遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、令和〇年〇月〇日、証人〇〇〇〇、同〇〇〇〇の立会いのもとに、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。
遺言者〇〇〇〇は、本遺言書により次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者が有する以下の全財産および全債務を特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールド（主たる事務所：東京都千代田区飯田橋4-8-13山商ビル8階）に包括して遺贈する。

（1）不動産等 **登記簿謄本通りに詳細を記載してください**

①土地

所在：〇〇県〇〇市〇〇町
地番：〇〇
地目：宅地
地積：〇〇.〇〇平方メートル

②建物

所在：上記同所同番地
家屋番号：〇番〇
種類：宅地
構造：木造ストレート葺2階建
床面積：1階 〇〇.〇〇平方メートル
2階 〇〇.〇〇平方メートル

（2）金融資産

次に記載する金融機関にて取引のある全金融資産
（金融機関等の表示）

- ①〇〇銀行〇〇支店
- ②〇〇証券〇〇支店
- ③ゆうちょ銀行
- ④その他遺言者と取引のあるすべての金融機関

（3）その他一切の財産

前項までに記載した財産を除く、遺言者が本遺言効力発生時に有する一切の財産

（4）債務

遺言者の一切の債務。

第2条 前記ハンガー・フリー・ワールドは、本遺言による財産の取得に伴う負担として、以下の事項を履行しなければならない。

（費用等に関する事項）

- （1）各不動産に関する所有権移転登記に必要な登録免許税を含む登記費用等
- （2）不動産以外の各財産の取得に伴う費用
- （3）遺言者の葬儀、埋葬及び永代供養に係る一切の費用
- （4）遺言執行に要する費用及び遺言執行者の報酬

【状況】
70代の男性、相続人不存在



信頼できる専門家（弁護士や信託銀行等）をおすすめします

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、弁護士〇〇〇〇（〇〇市〇〇1-2-3）を指定する。

本条の遺言執行者に次の権限を付与する。

- 1. 不動産の名義変更
- 2. 金融資産の名義変更及び換価換金
- 3. 貸金庫の開扉、解約および内容物の受取等
- 4. 換価換金した代金による諸費用等への支払い充当

第4条 前条の遺言執行者に対する報酬等は、別途契約書に基づくものとする。

遺贈寄付する理由やご家族への感謝などを書きます

<付言事項>

私は、空腹のまま眠りにつく子どもたちがいることに心を痛めてきました。ハンガー・フリー・ワールドに少しでも役立てて欲しいと思い、私のすべての財産を遺贈することにしました。みなさまのおかげで幸せな一生を送ることができました。ありがとうございました。

本旨外要件

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

遺言者 〇〇〇〇 昭和〇〇年〇月〇日生

上記は印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 証人 〇〇〇〇 昭和〇〇年〇月〇日生

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 証人 〇〇〇〇 昭和〇〇年〇月〇日生

遺言者及び証人に読み聞かせ、かつ閲覧させたところ、各自、この筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者 〇〇〇〇 印

証人 〇〇〇〇 印

証人 〇〇〇〇 印

この証書は、令和〇年〇月〇日、本公証人役場において、民法第969条第1号ないし第4号所定の方式に従って作成したものであって、同条第5号に基づいて次に署名押印する。

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 東京法務局所属 公証人 〇〇〇〇

この正本は嘱託人〇〇〇〇の請求により令和〇年〇月〇日、本公証人役場において原本に基づき作成した。

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 東京法務局所属 公証人 〇〇〇〇 印

04

作り方

自筆遺言書

- | | |
|---------|---|
| 1
作成 | <ul style="list-style-type: none">すべての内容を自筆で書き、日付と名前も書いて、捺印します。
ただし、財産目録はパソコンなどで作成、印刷することもできます。 |
|---------|---|

紛失や改ざんを防ぎ、遺言者の死亡が指定した相続人等に通知される、
法務局の保管制度の利用をおすすめします。

- | | |
|------------|--|
| 2
保管の準備 | <ul style="list-style-type: none">保管申請書を記入します。申請書は法務省HPからダウンロード、または法務局の窓口にも備え付けられています。 |
|------------|--|



法
務
局

- | | |
|------------|--|
| 3
保管の申請 | <ul style="list-style-type: none">最寄りの法務局を予約の上、遺言書と必要書類を持参して申請します。
手数料として収入印紙3900円分（2025年2月現在）が必要です。 |
|------------|--|

公正証書遺言書

- | | |
|---------|--|
| 1
連絡 | <ul style="list-style-type: none">専門家（お近くの信託銀行や信託代理店の銀行・証券会社、弁護士・司法書士・行政書士）に遺言書作成の希望を伝えます。 |
|---------|--|

- | | |
|---------|---|
| 2
相談 | <ul style="list-style-type: none">専門家に相談しながら、法定相続人の確認や配分など遺言書に書くべき項目を整理してもらいます。 |
|---------|---|

- | | |
|---------|--|
| 3
確認 | <ul style="list-style-type: none">専門家が公正役場と連携して準備した文案を確認します。 |
|---------|--|

- | | |
|---------|--|
| 4
作成 | <ul style="list-style-type: none">専門家が予約した日に公正役場に行く、あるいは自宅や病院・介護施設等に公証人に来てもらい、遺言の趣旨を口頭で読み上げて署名します。立会が必要な証人2名も、希望すれば公正役場で揃えてくれます。 |
|---------|--|

- | | |
|---------|--|
| 5
保管 | <ul style="list-style-type: none">原本は公正役場、正本は専門家、謄本は遺言者が保管します。 |
|---------|--|